

大和市告示第49号

大和市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年3月30日

大和市長 古谷田 力

大和市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金交付要綱（令和5年大和市告示第135号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「6の項」の次に「から8の項まで」を加え、「大和市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金交付申請書（高効率照明機器用）」を「大和市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金交付申請書（高効率照明機器・太陽光発電設備（庁舎等）用）」に改める。

第5条第1項中「6の項」の次に「から8の項まで」を加え、「大和市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金変更申請書（高効率照明機器用）」を「大和市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金変更申請書（高効率照明機器・太陽光発電設備（庁舎等）用）」に改める。

第10条第3項及び第12条第1項中「6の項」の次に「から8の項まで」を加え、「大和市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金実績報告書（高効率照明機器用）」を「大和市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金実績報告書（高効率照明機器・太陽光発電設備（庁舎等）用）」に改める。

別表第1、1の項補助事業の欄に次の1号を加える。

- (5) 当該太陽光発電設備の付帯設備として蓄電池（次の項補助事業の欄第2号に掲げる要件を満たし、かつ、蓄電容量が5キロワットアワー以上のものに限る。4の項において同じ。）又はV2H充放電設備（電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車（以下この号において「電気自動車等」という。）から電力を取り出し、及び電気自動車等に充電する装置で、市長が認めるものをいう。）を同時に設置すること。

別表第1、2の項補助事業の欄中第3号を次のように改める。

- (3) 当該蓄電池の蓄電容量が5キロワットアワー以上であること。

別表第1、2の項補助金の額の欄中「価格」の次に「（工事費を含み、消費税及び地方消費税を

除く。以下同じ。) (蓄電容量1キロワットアワーあたり155,000円を上限とする。4の項において同じ。)」を加え、同表6の項補助の対象者の欄中「庁舎(」を削り、「をいう。以下同じ)」を「及び本市が設置する地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条第1項に規定する公の施設(以下「庁舎等」という)に改め、同表に次のように加える。

7 太陽光発電設備(庁舎等)	庁舎等に太陽光発電設備を設置する事業者	<p>自家消費型太陽光発電設備を設置する事業で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。</p> <p>(1) 当該太陽光発電設備が、庁舎等に設置されること。</p> <p>(2) 1の項補助事業の欄第2号から第4号までに掲げる要件を満たすこと。</p>	国要領別表第1に規定する交付対象事業費に2分の1を乗じて得た額
8 太陽光発電設備(庁舎等)併用蓄電池	庁舎等に太陽光発電設備併用蓄電池を設置する事業者	<p>自家消費型太陽光発電設備(前項の規定の適用を受けるものに限る。)の付帯設備として蓄電池を設置する事業で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。</p> <p>(1) 当該蓄電池が、庁舎等に設置されること。</p> <p>(2) 1の項補助事業の欄第3号及び第4号並びに2の項補助事業の欄第3号に掲げる要件を満たすこと。</p>	当該蓄電池の価格(蓄電容量が20キロワットアワー未満の場合にあっては1キロワットアワーあたり155,000円を、20キロワットアワー以上の場合にあっては1キロワットアワーあたり190,000円をそれぞれ上限とする。)に3分の2を乗じて得た額

別表第2第3号様式の項中「大和市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金交付申請書(高効率照明機器用)」を「大和市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金交付申請書(高効率照明機器・太陽光発電設備(庁舎等)用)」に改め、同表第6号様式の項中「大和市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金変更申請書(高効率照明機器用)」を「大和市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金変更申請書(高効率照明機器・太陽光発電設備(庁舎等)用)」に改め、同表第17号様式の項中「大和市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金実績報告書(高効率照明機器用)」を「大和市地域脱炭

素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金実績報告書（高効率照明機器・太陽光発電設備（庁舎等）用）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の別表第1の規定は、施行日以後に申請する補助金について適用し、施行日前に申請した補助金については、なお従前の例による。

3 この要綱の施行の際現に作成されている用紙が残存する間は、必要な補正をして引き続き使用することができる。